

## ◎排水設備工事完了検査簡略化に伴う、排水設備計画申請および工事完了手続きフローについて

令和8年4月1日より、排水設備工事完了検査について実施方法を下記の通り簡略化します。

### 【排水設備 新設・増築・改築 計画確認申請書（様式第1号）提出時】

#### 【指定工事店】

申請書に【案内図・平面図・その他必要書類】を添付して生活排水対策課に工事着工7日前までに提出。

### 【申請書提出後】

#### 【あきる野市】

申請書類を確認。確認事項や修正事項等がある場合は、工事着工前までに連絡いたします。

### 【排水設備工事完了届（様式第2号）提出時】

#### 【指定工事店】

工事完了後、下記書類を提出

- ① 排水設備工事完了届（様式第2号）
- ② しゅん工図（2部提出）
- ③ 排水設備工事社内検査実施報告書（新規提出書類）
- ④ 公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届

#### ● 「排水設備工事社内検査実施報告書」について

指定工事店において基準の適合状況を検査していただき、「排水設備工事社内検査実施報告書」にて確認状況を報告してください。

### 【排水設備工事完了届提出後】

#### 【あきる野市】

提出書類一式を確認。「しゅん工図」や「排水設備工事社内検査実施報告書」の内容を審査の上、不備等がなければ現場検査を省略（書類検査実施）で終了。

完了届提出後3週間を目処に「排水設備検査済証票」を交付しますので、生活排水対策課窓口で受領してください。

現場検査が必要と判断したものについては現場検査を実施します。

※現場検査実施の場合は連絡いたしますので、日程調整等のご協力をお願いします。